

**第 149 回社会保障審議会介護給付分科会の議案について(意見書)**

高齢社会をよくする女性の会

石田路子

**(1) 身体介護と生活援助の在り方について**

「身体介護」と「生活支援」を明確に区分していく点について、「身体介護」はスキルが高くなければできず、「生活支援」は誰でもできるというような区分であれば問題があると考えます。

むしろ、「身体介護」や「生活支援」の業務内容における機能の区分が重要であると考えます。つまり、当該業務内容のレベルに関する高低で見えていくべきと思います。例えば『見守り活動』の中で、いつもと違う僅かな変化や体調異変の兆し等に関する気づきなどは、かなり高度な専門性が求められます。利用者の立場からは、これらに対する熟練(キャリア)への評価を明確化すべきと考えます。

さらに、利用者の側からの要望として、上記の熟練等は日常的な会話や利用者とのコミュニケーションの蓄積による成果であり、老計 10 号再検討の場合には、「時間内に仕事を収めることに負われて仕事の達成感がない」といった現場ヘルパーの声も反映しつつ、業務にかかる時間を分刻みに絞り込んで「挨拶している暇もない」といった状況が生じないよう、見直す必要があると思います。

**(2) 同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬**

「事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物」を検討する際に、「サービス提供に係る移動時間」の短さが指摘され、さらなる減算が提案されています。

これまで審議会でも何度か「大阪府の調査」が取り上げられ、とくに「サービス付き高齢者向け住宅」における不適切なサービス提供の事例も報告されているため、上記に関して減算が妥当であるという印象を受けてしまいます。

しかし、9 月に実施された事業者団体ヒアリングでも、適正にサービスを行っている多くの事業者が、このことによって大きなマイナスの影響を受けているという訴えがありました。また、利用者としては、終の棲家の選択肢のひとつとして、ようやく創設された「サービス付き高齢者向け住宅」は、「事業所と同一建物」に居住することに安心と期待があることも事実です。

今回の事案にあるような減算の過重化によって、これまで適正にサービスを提供してきた事業者までもが事業の撤退に追い込まれるようなことがあれば、利用者としては安心の棲家をまた一つ失うことにもなりかねません。

この点については、より精密な実態調査(サービスの過剰提供事例が全国的にはどのくらいあるのか、1 ヶ月の訪問回数が 100 回を超えるといった事例における訪問回数の妥当性等)を踏まえて、再度検討する必要があると思います。